

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第2区分

【発行日】平成25年2月14日(2013.2.14)

【公開番号】特開2011-140968(P2011-140968A)

【公開日】平成23年7月21日(2011.7.21)

【年通号数】公開・登録公報2011-029

【出願番号】特願2010-564(P2010-564)

【国際特許分類】

F 15 B 15/02 (2006.01)

F 15 B 15/14 (2006.01)

【F I】

F 15 B 15/02 Z

F 15 B 15/14 3 6 5

【手続補正書】

【提出日】平成24年12月26日(2012.12.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0022

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0022】

また、シリンダ本体12の一側面には、図5に示されるように、圧力流体の供給・排出される第1及び第2ポート(流体出入ポート)26、28が該シリンダ本体12の長手方向と直交するように形成され、後述する一対の貫通孔(シリンダ室)30a、30bと連通している。さらに、シリンダ本体12の他側面には、長手方向(矢印A、B方向)に沿って二条のセンサ取付溝32がそれぞれ形成され、図示しないセンサが装着される。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0066

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0066】

また、ガイドブロック92とは別部材のボール循環部材94a、94bを装着し、ボール循環孔102を設ける構成としているため、前記ボール循環孔102をガイドブロック92に対して加工等で直接形成する場合と比較し、該ガイドブロック92におけるボール循環孔102近傍の肉厚等を考慮する必要がなく、前記ボール循環部材94a、94bのボール循環孔102を、シリンダ本体12側に設けることが可能となる。その結果、ボール循環孔102を形成するためにガイドブロック92の厚さを増加させる必要がなく、その結果、前記ガイドブロック92の薄型化を図ることができる。